

Ensuite

アンスウィート グラン

Grand

変額個人年金保険(09)終身D3型

契約締結前交付書面

(契約概要／注意喚起情報)

「契約締結前交付書面」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を「契約概要」「注意喚起情報」に分類の上記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」では、変額個人年金保険(09)終身D3型主約款に定める表記について、一部「ご契約のしおり・約款」など異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

- 「**受取総額保証金額**」は、基準保証金額のことを意味します。
- 「**ロールアップ保証金額**」は、最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および受取総額保証金額の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2.5%(単利)増額金額のことを意味します。
- 「**特別勘定終身年金**」は、保証金額付特別勘定年金のことを意味します。

[募集代理店]



[引受保険会社]



〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777 (代表)
 → アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399
 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

Form No.0R3102 (5.0) AXA-1202-3015/9F7 2012.04.02

募集代理店



引受保険会社

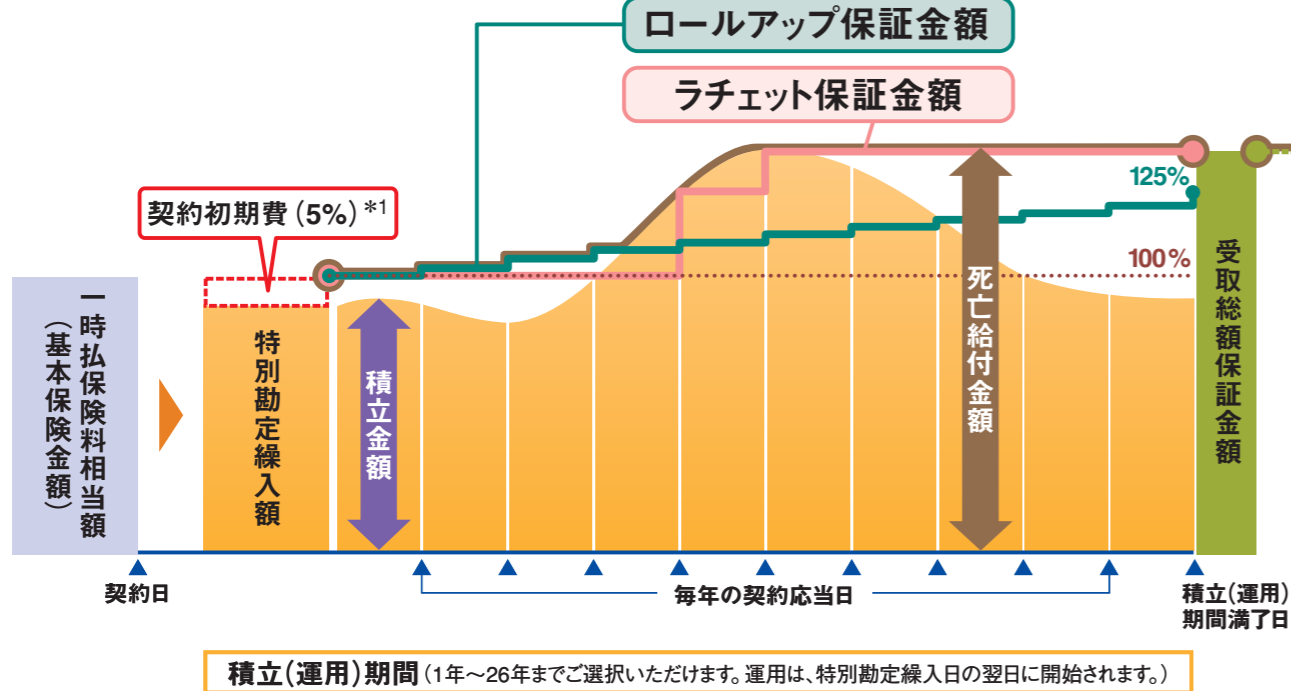


- この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約
- この「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や

前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。
制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

◆この保険の特徴・しくみ

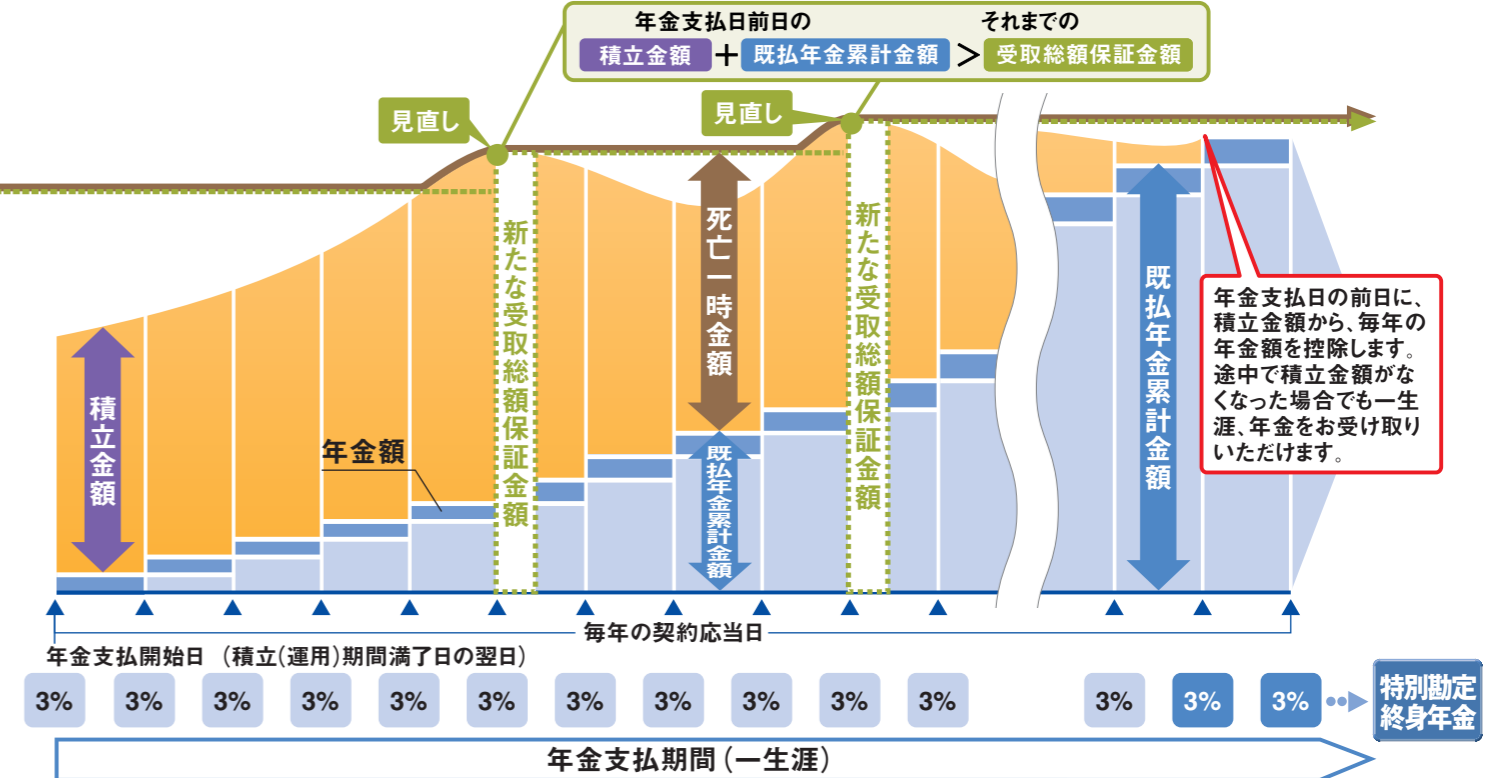
◎イメージ図 | 積立(運用)期間が10年の場合



*1アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合は翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を、特別勘定に繰り入れます。

※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、毎年の年金額などを保証・予測するものではありません。
※年金支払開始日における被保険者の満年齢は、76歳以下である必要があります。
※記載の図では、災害死亡給付金額は表示していません。

- 変額個人年金保険(09)終身D3型は、特別勘定資産の運用実績によって積立金額、死亡給付金額および年金額などが変動(増減)する変額個人年金保険です。
- 積立(運用)期間中、受取総額保証金額は、毎年の契約応当日に基本保険金額(一時払保険料)に対して年2.5%(単利)ずつ増加します。(ロールアップ保証金額)
▲ロールアップ保証金額が増加する期間は、積立(運用)期間中のみで、最長10年です。
- 積立(運用)期間中、運用実績が良好であれば、毎年の契約応当日に受取総額保証金額がさらに増加する可能性があります。(ラチェット保証金額)
▲毎年の契約応当日に契約応当日前日の積立金額とそれまでのラチェット保証金額とを比較し、契約応当日前日の積立金額が下回っていた場合、ラチェット保証金額は増加しません。
- 年金支払開始日以降も、特別勘定による運用を継続しながら、被保険者をご存命の限り、生涯にわたり年金をお受け取りいただけます。
- 毎年の年金額は、年金支払日の受取総額保証金額に算出率(3.0%)を乗じた金額となります。
- 積立(運用)期間は1年~26年までです。
▲ご契約後、年金支払開始日の変更はお取り扱いいたしません。
- 受取総額保証金額は、年金支払開始日以降も毎年見直され、見直し後の受取総額保証金額が、それまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。
▲年金支払期間中に積立金額がなくなった場合には、それ以降、特別勘定での運用は行わないため、その後の受取総額保証金額の見直しは行われません。



受取総額保証金額とは、年金額を算出する際の基準となる金額です。

- 年金支払開始日においては、次のうちいずれか大きい金額となります。
 - ①年金支払開始日の「ロールアップ保証金額」
 - ②年金支払開始日直前の契約応当日の「ラチェット保証金額」
 - ③年金支払開始日前日の「積立金額」
- 第2回年金支払日以後の受取総額保証金額は、次のうちいずれか大きい金額となります。
 - ①年金支払日前日の積立金額 + 既払年金累計金額
 - ②年金支払日前日の受取総額保証金額

●被保険者が年金支払開始日前に死亡されたときは次の給付金をお支払いします。

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡給付金	被保険者が年金支払開始日前に死亡されたとき。ただし、災害死亡給付金のお支払事由に該当しない場合に限り。	被保険者が死亡された日の次のうちいずれか大きい金額 ①ロールアップ保証金額 ②ラチェット保証金額 ③積立金額	死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が、次のいずれかを直接の原因として、年金支払開始日前に死亡されたとき ①責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故(ただし、その事故の日から起算して180日以内の死亡に限り。) ②責任開始期以後に発病した所定の感染症	被保険者が死亡された日の死亡給付金額と基本保険金額の10%の合計額	死亡給付金受取人

●年金支払開始日以後、次の場合に死亡一時金をお支払いします。

名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡一時金	被保険者が年金支払期間中に死亡されたとき。ただし、右記①②の金額がいずれもゼロとなるときはお支払いしません。	被保険者が死亡された日の次のいずれか大きい金額 ①受取総額保証金額から被保険者の死亡時までの既払年金累計金額を控除した額 ②積立金額	年金受取人

◆この保険は生命保険商品です。

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

◆引受保険会社の名称および住所・連絡先などについて

- 引受保険会社の名称 アクサ生命保険株式会社
- 引受保険会社の本社所在地 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
- 引受保険会社の連絡先 アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL 0120-933-399
 受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)
 ホームページアドレス <http://www.axa.co.jp/life/>

◆投資リスクについて

- この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

◆お取り扱いについて

被保険者のご契約年齢	50歳～75歳(契約日における満年齢)
基本保険金額(一時払保険料)	最低 200万円 / 最高 5億円 / 1万円単位 ※同一被保険者につき変額個人年金保険(09)のみで通算し、基本保険金額(一時払保険料)5億円を限度とします。 ●一部解約後の最低基本保険金額は、50万円となります。
保険料払込方法	一時払のみ
積立(運用)期間	1～26年間 ご契約後、年金支払開始日の変更はお取り扱いいたしません。 (約款第34条に記載されている年金支払開始日の変更は、この保険においてはお取り扱いいたしません。)
年金支払開始年齢	51歳～76歳
年金支払期間/年金の種類	終身/特別勘定終身年金
年金の種類の変更	契約日から1年以上経過後に、アクサ生命の取扱範囲内で、アクサ生命の承諾を得て、一般勘定で運用する次の年金の種類に変更できます。 ・確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金 ※変更後の年金額は、年金支払開始日前日の積立金額などをもとに年金支払開始日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。このため、年金額はご契約時に定まるものではありません。 ※一般勘定で運用する年金に変更した場合、受取総額の最低保証はなくなります。

一時払保険料(基本保険金額)・積立(運用)期間など、具体的なご契約の内容については、「申込書」に記入していただきますので、お申し込みの際には、この「契約概要」と「申込書」にて、ご契約内容を必ずご確認ください。

◆付加できる特約として、「年金支払特約」「指定代理請求特約」があります。

年金支払特約	死亡給付金(災害死亡給付金を含みます)または死亡一時金を、一時金に代えて年金でお受け取りいただくこともできます。(年金額は年金基金の設定時における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となります。)
指定代理請求特約	年金受取人が年金を請求することができない所定の事情があるときに、あらかじめご契約者にご指定いただいた指定代理請求人が、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。 ・被保険者と年金受取人が同一の場合に限ります。 ・被保険者の同意が必要です。

◆解約(一部解約を含みます。)と解約払戻金について

契約日以後、年金支払開始日前であれば、ご契約を解約(一部解約を含みます。)することができます。

- 解約について
 - ・解約払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額となります。ただし、解約日が特別勘定繰入日の前となる場合には、解約払戻金額は、解約日の基本保険金額(原則として一時払保険料と同額です。)となります。
 - ・ご契約を解約された場合、以後の保障はなくなります。
- 一部解約について
 - ・一部解約請求金額をご指定いただき、その金額をお受け取りいただきます。
 - ・一部解約をした場合、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日(一部解約日)における積立金額から一部解約請求金額が控除され、基本保険金額、ロールアップ保証金額、ラチェット保証金額も、一部解約前と後との積立金額と同一割合で減額されます。

解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動(増減)します。そのため、お受け取りになる解約払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。(解約払戻金額に最低保証はありません。)

◆積立金額の一括支払（年金の一括支払）について

- 年金支払期間中に、将来の年金でのお受け取りに代えて、一括でお受け取りいただくことができます。
- お受け取りいただく払戻金額は、完備した必要書類をアクサ生命の本社が受け付けた日の翌営業日における積立金額となります。積立（運用）期間が5年以内となる場合には、年金支払開始日における年金の一括支払のお取り扱いはできません。
- ご契約は年金の一括支払をしたときに消滅します。

※受取総額保証金額は、年金額などを計算する際に用いられる金額であるため、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。

年金の一括支払などによる払戻金額は、特別勘定資産の運用実績に基づいて変動（増減）します。そのため、お受け取りになる払戻金額は、一時払保険料を下回る場合があります。（払戻金額に最低保証はありません。）

◆特別勘定に属する資産の種類、運用方針について

（平成24年1月現在）

- ▲特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- ▲特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- ▲特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

特別勘定名	アロケーション 20α			
基本資産配分比率	米国株式（米ドル・ベース）	5%	日本株式	10%
	欧州株式（ユーロ・ベース）	5%	日本債券	40%
	米国債券（円ベース）	17.5%	欧州債券（円ベース）	17.5%
	米国債券（米ドル・ベース）	2.5%	欧州債券（ユーロ・ベース）	2.5%
利用する投資信託名	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス（20/80）-2			
利用する投資信託の運用方針	<ul style="list-style-type: none"> ●当ファンドは、主として、マザーファンド受益証券への投資を通じて、国内外の国債および国内外の主要取引所に上場する債券先物、株価指数先物へ分散投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。 ●各マザーファンド受益証券への資産配分は、信託財産の純資産総額に対して上記の割合を基本とし、一定の規律に従いリバランスを行います。 ●各マザーファンドは下記のベンチマークに連動した投資成果を目指します。 ●当ファンドでは、信託財産の純資産総額の2.5%相当分ずつの米ドル建債券およびユーロ建債券を保有するのと同様の効果を得るために為替取引を行います。（米欧株式マザーファンド受益証券の実質外貨建資産については除く。） ●米欧株式マザーファンド受益証券の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 			
利用する投資信託の各マザーファンドとベンチマーク	基本資産配分	マザーファンド	ベンチマーク	
	日本債券	アライアンス・バーンスタイン・日本債券インデックス・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル日本10年国債先物インデックス	
	米国債券（円ベース）	アライアンス・バーンスタイン・米国債券インデックス（円ベース）・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル米国10年国債先物インデックス（円ヘッジ）	
	米国債券（米ドル・ベース）			
	欧州債券（円ベース）	アライアンス・バーンスタイン・欧州債券インデックス（円ベース）・マザーファンド	パークレイズ・キャピタル・ユーロ10年国債先物インデックス（円ヘッジ）	
	欧州債券（ユーロ・ベース）			
日本株式	アライアンス・バーンスタイン・日本株式インデックス・マザーファンド	TOPIX（東証株価指数、配当込み）		
米国株式（米ドル・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・米国株式インデックス・マザーファンド	S&P500株価指数（円ベース）		
米国株式（ユーロ・ベース）				
欧州株式（ユーロ・ベース）	アライアンス・バーンスタイン・欧州株式インデックス・マザーファンド	ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック50種インデックス（円ベース）		
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度（税抜:0.21%程度）			
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社			

※リバランスとは、当初決定した基本資産配分に向けて調整することをいいます。
 ※特別勘定の種類、運用方針および委託会社などの運用協力会社は、法令などの改正または効率的な資産運用が困難になるなどの理由により、変更されることがあります。
 なお、委託会社などの運用協力会社については、運用成績の悪化など、アクサ生命がお客さまの資産運用にふさわしくないと判断した場合、変更させていただくことがあります。
 ※特別勘定には、各種支払などに備え、一定の現金、預金などを保有することがあります。

【特別勘定グループについて】

- このご契約の特別勘定グループには、1つの特別勘定を設けております。
- 変額個人年金保険（09）終身D3型では、販売窓口（代理店）ごとに異なる特別勘定グループが設定されることがあります。
- ご契約者は、他の特別勘定グループの特別勘定へは保険料の繰り入れや積立金の移転をすることはできません。

【特別勘定資産の評価方法について】

- 特別勘定資産の評価は毎日行い、その結果を積立金の増減に反映させます。
- 特別勘定資産の評価方法は、次のとおりとします。ただし、この評価方法については、今後変更することがあります。

- ①有価証券、その他公正なる会計慣行で有価証券に準じた取り扱いが適当とされる資産については、時価評価するものとします。
- ②①以外の資産については、原価法によるものとします。
- ③デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務は時価評価するものとし、その評価差額は損益に計上するものとします。
- ④外貨建資産および負債の換算方法については、期末時換算法によるものとします。

資産運用に関する事項は、概要を示しています。資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご覧ください。

◆お客さまにご負担いただく費用について

- この保険では、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
- 一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

【ご契約時】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用 一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

【積立（運用）期間中および特別勘定終身年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持などに必要な費用 特別勘定の積立金額に対して 年率2.95%	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用に必要な費用 投資信託の純資産総額に対して 年率0.2205%程度（税抜:0.21%程度） ※	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。従って、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します。（年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。）

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 年金額に対して 1.0% ※	年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

◆この保険に配当金はありません。

- この「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ず
- この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり」をご覧ください。
- 「次のいずれかの場合、死亡給付金などのお支払いはいたしません。」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

お読みいただき、内容をご確認・ご了解の上、お申し込みいただきますようお願いいたします。
 約款」に、特別勘定資産の運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますのでご確認ください。
 されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さま

◆お客さまにご負担いただく費用について

- この保険では、「契約初期費」「保険関係費」「運用関係費」の合計額をご負担いただきます。
- 一般勘定で運用する年金をご選択の場合、他に「年金管理費」をご負担いただきます。

【ご契約時】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結などに必要な費用 一時払保険料に対して 5.0%	特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

【積立（運用）期間中および特別勘定終身年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持などに必要な費用 特別勘定の積立金額に対して 年率2.95%	積立金額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬など、特別勘定の運用に必要な費用 投資信託の純資産総額に対して 年率0.2205%程度 (税抜:0.21%程度)*	特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合（率）を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

※運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬のほか、信託事務の諸費用など、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などの諸費用がかかりますが、これらの諸費用は運用資産額や取引量などによって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。従って、お客さまはこれらの諸費用を間接的に負担することとなります。これらの運用関係費は、特別勘定の廃止もしくは統合・運用協力会社の変更・運用資産額の変動などの理由により、将来変更される可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します。（年金支払特約などによりお受け取りいただく年金を含みます。）

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理などに必要な費用 1.0%*	年金支払日に、責任準備金から控除します。

※年金管理費は、将来変更される可能性があります。

◆投資リスクについて

- この保険は、積立金額および年金額などが特別勘定資産の運用実績に応じて変動（増減）するしくみの変額個人年金保険です。
- 特別勘定資産の運用には、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリー・リスク、流動性リスク、為替リスク、派生商品取引のリスクなどがあり、ご契約を解約した場合の解約払戻金額などが一時払保険料を下回る場合があります。
- 特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されますので、これらのリスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。
- 特別勘定における資産運用の結果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、アクサ生命または第三者がご契約者に何らかの補償、補填をすることはありません。

◆この保険は生命保険商品です。

- この保険は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金ではありません。そのため、預金とは異なり元本保証はありません。
- この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。

◆借入金を前提としたお申し込みはお取り扱いいたしません。

- この保険は、解約や年金の一括支払をされる場合などには、一時払保険料の最低保証はありませんので、解約払戻金額などが一時払保険料を下回ることがあります。
- 金融機関などからの借入金を一時払保険料に充当した場合には、借入金の返済が困難になるおそれがあります。従いまして、借入金を一時払保険料に充当することを前提としたお申し込みについてはお取り扱いいたしません。

◆クーリング・オフ制度
(ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除)の対象となります。

ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(クーリング・オフ)ができます。

- 生命保険は長期にわたるご契約です。ご契約に際しては十分にご検討いただきますようお願いいたします。
 - お申込者またはご契約者(以下「申込者など」といいます。)は、ご契約の申込日または一時払保険料充当金がアクサ生命の口座に着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回など」といいます。)をすることができます。
 - この場合には、お払い込みいただいた金額を全額お返しします。お申し込みの撤回などがあった場合、アクサ生命より損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求することはありません。
 - お申し込みの撤回などは、書面(お客さまの個人情報保護のため封書)の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます。必ず郵便により前記の期間内(8日以内の消印有効)にアクサ生命の本社宛てに発信してください。
 - お申し込みの撤回などをされる場合、下記の事項をご記入の上(注1)、下記の送付先へお申し出ください。
 - ①ご契約者の住所・氏名・押印(注2)
 - ②被保険者の氏名
 - ③申込書の事務番号
 - ④一時払保険料
 - ⑤取扱代理店名
 - ⑥振込口座(金融機関名、支店名、預金種類、口座番号、口座名義人)(注3)
 - ⑦お申し込みの撤回などの申出日
 - ⑧お申し込みの撤回などをする旨の文言
- (注1) 必ずご契約者ご本人がご記入ください。
 (注2) 押印される印鑑は、申込書兼告知書に押印された契約者印と同一印での押印をお願いします。
 (注3) 振込口座はご契約者の本人口座に限ります。
- お申し込みの撤回などの書面の発信時に保険金、給付金などのお支払事由が生じている場合には、お申し込みの撤回などの効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回などの書面の発信時に、申込者などが保険金、給付金などのお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
 - ご契約の内容変更(特約中途付加など)の場合には、内容変更のお申し込みの撤回などはできません。

《書面(封書)の送付先》
 〒108-8020
 東京都港区白金1-17-3
 アクサ生命保険株式会社
 フィナンシャルカスタマーサポート部 新契約業務グループ 行

◆ご職業については、ありのままを告知してください。(告知義務)

- 告知義務について
 - ・被保険者やご契約者にはご職業について告知をしていただく義務があります。ご契約にあたっては、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、事実をありのまま正確にもれなくご記入ください。
 - ・告知書は重要な書類です。ご記入後は今一度内容を十分お確かめの上、ご自身でご署名・押印をお願いします。
- 告知受領権について
 - ・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 告知内容などについて確認させていただく場合
 - ・アクサ生命の担当社員またはアクサ生命で委託した確認担当者が、給付金などのご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 告知の内容によっては、ご契約をお断りする場合があります。
 - ・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、給付金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っており、お引き受けできないことがあります。
- 告知が事実と相違する場合
 - ・告知していただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。責任開始の日から2年を経過していても、給付金のお支払事由が責任開始の日から2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
 - ・ご契約を解除した場合には、たとえ給付金のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。(ただし、「給付金のお支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります。)

◆責任開始期・契約日などについて

- 責任開始期について
 - ご契約を承諾した場合には、アクサ生命は、一時払保険料に相当する金額を受け取ったとき(告知の前に受け取ったときは告知のとき)からご契約上の責任を負います。なお、一時払保険料相当額のお払込方法が金融機関口座への送金に限定されておりますので、原則としてアクサ生命より領収証の発行は行いません。
- 契約日について
 - アクサ生命がご契約上の責任を開始する日が契約日となります。保険期間の計算は、この日を基準として行います。
- 特別勘定繰入日について
 - アクサ生命がご契約のお申し込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合は、翌営業日)のいずれか遅い日に一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額が特別勘定へ繰り入れられます。
- 生命保険募集人について
 - 募集代理店または募集代理店の取扱担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者(保険媒介者)で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

◆次のいずれかの場合、死亡給付金などのお支払いはいたしません。

- 死亡給付金などについて
 - ・死亡給付金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、死亡給付金受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など）
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合
 - ・死亡給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます。）または死亡給付金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合
 - ・保険契約について詐欺により取り消しとなった場合や、死亡給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 - ・責任開始期前に発病した所定の感染症や不慮の事故を原因とする場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません。）
 - ・責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、180日経過後に死亡された場合（災害死亡給付金はお支払いいたしません。）
- 死亡一時金について
 - ・死亡一時金の免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から2年以内における被保険者の自殺、年金受取人の故意による支払事由該当など）
 - ・保険契約について詐欺により取り消しとなった場合や、年金または死亡一時金の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
 - ・ご契約者、被保険者、年金受取人（後継年金受取人を含みます。）または死亡給付金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約が解除された場合

◆解約または年金の一括支払をされる場合には、以下の事項にご留意ください。

- 積立（運用）期間中に、ご契約を解約して解約払戻金をお受け取りいただくことができます。（解約控除はかかりません。）また、年金支払期間中に、将来の年金でのお受け取りに代えて、一括でお受け取りいただくことができます。（年金の一括支払）ただし、積立（運用）期間が5年以内となる場合には、年金支払開始日における年金の一括支払のお取り扱いはできません。
- 解約払戻金額は特別勘定資産の運用実績によって変動（増減）しますので、一時払保険料を下回る場合があります。（解約払戻金額に最低保証はありません。）
- 受取総額保証金額は、年金額などを計算する際に用いられる金額であるため、年金のお受け取りに代えて一括でお受け取りいただく金額ではありません。そのため、払戻金額は受取総額保証金額を下回る場合があります。
- 解約または年金の一括支払の詳細についてはP.4「解約（一部解約を含みます。）と解約払戻金について」P.5「積立金額の一括支払（年金の一括支払）について」をご覧ください。

◆アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しております。

- 引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、給付金額、積立金額、解約払戻金額および将来の年金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
 生命保険契約者保護機構 TEL.03-3286-2820 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時（ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>）

◆この商品に係る指定紛争解決機関は、（社）生命保険協会です。

- （社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決が見つからない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

◆現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる場合があります。

- 現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討される場合には、多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約払戻金は、まったくないか、あつてもごくわずかしかないことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約は、被保険者の告知内容などによっては、ご契約をお断りする場合があります。また、責任開始の日から2年以内の被保険者の自殺の場合、告知義務違反によつてご契約が解除された場合など、給付金などをお支払いできない場合があります。
- 詐欺などによるご契約の取り消しの規定についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用となります。
- 現在ご契約の変額年金保険を解約された場合、解約払戻金額は、特別勘定資産の運用実績によって毎日変動（増減）しますので、運用実績によっては、解約払戻金額がお払込保険料の合計額を下回る場合があります。
- 変額年金保険を解約された場合、解約払戻金をお支払いし、保険契約は消滅しますので、以後の死亡給付金や年金のお支払いはありません。この場合、死亡給付金の最低保証は消滅します。また、年金原資の最低保証機能の付いたご契約の場合、年金原資の最低保証は消滅します。
- 契約初期費、保険関係費や運用関係費などの、ご契約者にご負担いただく諸費用は、保険会社や保険商品により違いがあります。

◆特別勘定について

- この保険の特別勘定の詳細については、P.5「特別勘定に属する資産の種類、運用方針について」をご覧ください。

◆主な税務のお取り扱いについて

記載の税務のお取扱いは、平成24年1月現在の税制に基づいた一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、実際のお取り扱いとは異なる場合があります。また、このお取扱いは、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについて、詳しくは、所轄の税務署などにご確認ください。税務のお取り扱いに関する事項については「ご契約のしおり」にも記載しておりますのでご覧ください。

【ご契約時】

●お払い込みいただいた保険料

一時払保険料	一般生命保険料控除の対象となります。
--------	--------------------

※他の生命保険料と合算し、一定額までその年の所得から控除されます。この保険は保険料のお払込方法が一時払ですので、この生命保険料控除が適用されるのは、契約初年度のみとなります。ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、年金受取人および死亡給付金受取人が、ご契約者本人またはその配偶者、もしくはその他の親族（6親等以内の血族と3親等以内の姻族）の場合に適用されます。個人年金保険料控除の対象とはなりません。

【積立（運用）期間中】

●解約時に差益が発生した場合にかかる税金

解約差益	所得税（一時所得）、住民税
------	---------------

●死亡給付金（災害死亡給付金を含みます。）のお受け取り時にかかる税金

契約形態（例）			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	死亡給付金受取人	
本人	本人	配偶者または子	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）、住民税
本人	配偶者（子）	子（配偶者）	贈与税

【年金支払期間中】

●年金のお受け取り時にかかる税金

年金額	所得税（雑所得）、住民税
-----	--------------

●年金の一括支払時にかかる税金

差益	所得税（一時所得）、住民税
----	---------------

●死亡一時金のお受け取りにかかる税金

契約形態（例）			一括でお受け取りいただく場合
ご契約者	被保険者	年金受取人	
本人	本人	本人→相続人	相続税
本人	配偶者または子	本人	所得税（一時所得）、住民税

◆年金・給付金などのお支払いに関する手続きについて

- お客さまからのご請求に応じて、年金・給付金などのお支払いを行う必要がありますので、年金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、年金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、併せてご確認ください。
- アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 年金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の年金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる年金について、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。）
- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

◆生命保険のお手続き・ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談につきましては、アクサ生命カスタマーサービスセンターへご連絡ください。
TEL 0120-933-399 受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）
- ご契約に関する苦情につきましては、アクサ生命お客様相談グループへご連絡ください。
TEL 0120-030-775 受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

◆その他重要なお知らせ

- 保険証券のご確認について
ご契約をお引き受けいたしますと、保険証券などをお送りしますので、お申し込みいただいた内容と相違ないかよくお確かめください。また、保険証券はあらゆる手続きに欠かせないものですので、大切に保管してください。
- 生命保険募集人の販売資格の確認について
この保険は、「変額保険販売資格」を持つ生命保険募集人のみが募集することができます。募集代理店または募集代理店の取扱担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
TEL 03-5789-1310 受付時間 9:00 ~ 17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- 時効による請求権の消滅
年金・給付金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。